

## 港長公示 第2号

港則法第39条第1項の規定により、小名浜港において、次のとおり航泊を禁止するので、同法第39条第2項の規定により、公示する。

令和5年7月26日

小名浜港長  
(公印省略)

「第68回いわき花火大会」に伴う航泊の禁止について

小名浜港において、花火大会が開催されるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会関係船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、雨天等により花火大会が中止となった場合には、航泊の禁止を解除する。

### 記

#### 1 期 間

令和5年8月5日（土） 午後6時30分から午後9時30分まで

#### 2 区 域

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ点 北緯36度56分35.4秒 東経140度54分24.9秒(岸線上)

ロ点 北緯36度56分20.0秒 東経140度54分34.5秒

(小名浜港第一西防波堤東端)

ハ点 北緯36度56分14.2秒 東経140度54分32.3秒

(小名浜港三崎波除堤灯台)

ニ点 北緯36度56分03.5秒 東経140度54分23.1秒

(小名浜港三崎第2波除堤南端)

ホ点 北緯36度56分08.6秒 東経140度53分52.6秒

(小名浜港第一西防波堤上)

ヘ点 北緯36度56分28.8秒 東経140度53分58.9秒

(小名浜港2号ふ頭南西端)

### 3 標 識

上記イ、ニ、ホ、への各点には赤色の点滅灯が設置してある。

### 4 備 考

- (1) 花火大会開催中は、イとロを結んだ線上、ハからニを結んだ線上及びホとへを結んだ線上に、警戒船が配備される。
- (2) 午後9時30分前に花火大会が終了した場合は、花火大会の終了時刻をもって、一般船舶は航行して差し支えない。

### 略 図

